平成２４年（フ）第５３９４号
大阪府東大阪市本町１番36号　マインビル101号
債務者　山田　仁資
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０４号
大阪府豊中市本町６丁目８番５―303号
債務者　山口　昭夫
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５４号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目24番15号
債務者　仲　　和也
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７１号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目６番24―303号
債務者　末政　英子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２８号
大阪府豊中市新千里南町３丁目６番Ａ３―104号
債務者　板坂　秀和
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３２号
大阪市北区国分寺１丁目３番12号朋友プラザ401号室
債務者　村田　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３６号
大阪市住吉区苅田８丁目10番８号　寺西マンション301号
債務者　木原　伸子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７０号
兵庫県西宮市枝川町16番112―501号
債務者　鈴木　久雄
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９１号
兵庫県尼崎市大西町２丁目16番３号サンプリンス大西201、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番５号
債務者　下野　博志
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０８号
兵庫県尼崎市長洲東通１丁目９番６号
債務者　蛭牟田　勝
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３８号
徳島市中吉野町３丁目29番地
債務者　安宅佳津子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
愛媛県南宇和郡愛南町深浦1178番地
債務者　安村　良美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第７０号
愛媛県南宇和郡愛南町深浦1178番地
債務者　安村壽美子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３０４号
兵庫県伊丹市昆陽南２丁目２番43―408号
債務者　甲斐美智子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１１４号
山口県宇部市大字小串1917番地６
債務者　小倉　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３０号
徳島県海部郡海陽町奥浦字脇ノ宮88番地
債務者　亀井　知子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第４１８号
北九州市八幡西区中須１丁目１番37―905号
債務者　前野　幸治
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４６６号
大阪府摂津市鳥飼上２丁目４番35号
債務者　冨山　紀生
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部